

株 主 各 位

第83回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株式会社 上組

当社は第83回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げるものにつきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

(当社ホームページ : <https://www.kamigumi.co.jp/ir/stockinfo/shareholders.html>)

業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会にて決議した事項は次のとおりであります。

なお、本決議事項は、経営環境の変化等に対応して、定期的かつ継続的に見直しを実施するものとしております。

〔内部統制システムに関する基本方針〕

当社は、「常に時代の風を読み、変化する社会の要請に即応しながら、一步先のテーマに取り組み、企業価値の向上と、経営の安定に努め、ひいては豊かな社会の実現に貢献する」との経営理念を掲げ、総合物流企業として、継続的な成長の実現と、社会的責任の履践を目指している。

この目的を達成するため、当社では次のとおり内部統制システムに関する基本方針を定め、体制・制度の構築と運用、および定期的見直しと改善を行う。

①取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業活動の基礎として法令順守を第一に掲げ、遵法精神の確立と実践を目的として当社グループ全体に適用される「上組グループ企業行動憲章」を制定している。

当該規範に基づき、当社グループにおける内部統制体制の確立・推進のため「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」をはじめ社内規程の策定と、「企業倫理ヘルプライン」と称する内部通報制度の整備・運用を行う。

また、業務モニタリングのため、独立組織として社長直属の内部監査部を設置し、当社グループの監査を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程に従い、文書等に記録し適切に保存管理を行う。また、保存管理する情報を、常時、取締役および監査役が閲覧できる体制を整える。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業運営上の様々なリスク管理については、「リスク管理規程」等に従い、当該分野の所管部署が対応を行うほか、コンプライアンス・リスク管理委員会が当社グループ全体にわたる横断的な管理を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。

また、定例の取締役会を原則として月に1回開催し、取締役の職務の執行状況の監督等を行うとともに、職務執行の有効性・効率性の確保のため当社および当社グループに係る重要事項については、当社の取締役会で決定することとする。

加えて、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督と、業務執行を分離することで経営の効率化を図る。

⑤会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関連子会社管理規程」を制定し、当社グループにおける経営上の重要事項や営業成績について、定期的な報告を義務付ける。

また、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理体制、その他内部統制に必要な組織ならびに体制の整備については、当社のコンプライアンス・リスク管理委員会および各事業所に置くローカル委員会が行うとともに、当該運営に係る重要な方針等の決定を行い、当社の内部監査部によるモニタリングを通じてその実施状況を監視する。

⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

社内より適任者を任命し、監査補助者として、監査役の業務をサポートできる体制を整え、監査の効率化と監査機能の充実を図る。

⑦前号の従業員の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に定める監査補助者は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、従業員から一切不当な制約を受けないこととし、また、監査補助者は、その職務の遂行に当たっては監査役の指示に従うものとする。

⑧取締役および従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および従業員は、監査役に対して、下記事項に関する報告を遅滞なく行う。

- ・当社グループに影響を及ぼす重要事項に関する決定
- ・当社およびグループの業績状況
- ・当社グループのコンプライアンス違反行為に関する事項
- ・企業倫理ヘルプラインにおける通報内容および当該通報に対する調査結果に関する事項
- ・経営会議等の重要な会議等で審議、報告された案件
- ・内部監査部が実施した内部監査の結果
- ・当社グループに著しく損害を及ぼすおそれのある事項

⑨前号により監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号による報告を行った者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いを禁止し、内部通報者についても、内部通報を行ったことを理由としていかなる不利な取扱いも行わないことを規定する。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会などの重要な会議に出席し、職務の執行等に関する報告を受けるとともに、意見・情報交換などを行い、また、内部監査部および会計監査人と事業年度毎の監査計画の策定および実施等について、定期的な打合せや意見・情報交換を行うことができる体制を構築する。

また、監査役が必要に応じて、重要な議事録、決裁書類等を閲覧できる体制を整備する。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況〕

①コンプライアンス体制に関する運用状況

内部統制体制の確立・推進を担うコンプライアンス・リスク管理委員会よりローカル委員会に対し、社内掲示板やニュースレターの発行を通じて社内規程や関連法令に関するコンプライアンスの全社的な浸透を図るとともに、ローカル委員会より定期的に自己点検報告を受け、結果に応じたコンプライアンス強化策を逐次実行しております。

また、法令違反・不正行為等の早期発見およびそれらの未然防止を目的とした内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン規程」を制定し、運用しております。

②リスク管理体制に関する運用状況

当社グループでは、日常の職務遂行から生じる多様なリスクを可能な限り未然に防止するため、「リスク管理規程」を制定しておりますが、同規程に則り、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催（当事業年度は12回開催）し、当社グループにおけるリスクの把握とその対応策の立案・実施を図ってまいりました。

③職務執行の適正および効率性の確保に関する取組みの状況

取締役会は社外取締役2名を含む取締役10名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席のうえ、当事業年度においては15回開催し、各議案について活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性が確保されているものと考えております。

なお、当社は執行役員制度を導入し、全執行役員が出席する執行役員会を当事業年度においては12回開催しており、業務執行について機動的な意思決定を図っております。

④当社グループにおける業務の適正の確保に関する運用状況

当社グループにおける経営上の重要事項については、「関連子会社管理規程」に基づき、当社の取締役会その他の社内会議において審議を行い、または報告を受けております。また、当社内部監査部が監査計画に基づき主要子会社に対する監査を実施しており、当社グループにおける業務の適正を確保しております。

⑤監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

当社監査役は取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、代表取締役との定期的な面談を行っており、経営に関する意見交換の機会を確保しております。また、内部監査部より内部監査結果について報告を受けるなど、社内関連部署より重要な報告および資料の提供を受けており、グループ会社についても都度、報告ならびに資料の徴取を行っております。会計監査人からは、監査結果について定期的に報告を受け、かつ監査の状況について都度、会計監査人より聴取を行っており、これらを通じ監査役監査の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,642	26,854	310,401	△24,810	344,087
当期変動額					
剰余金の配当			△6,272		△6,272
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,861		20,861
自己株式の取得				△3,300	△3,300
自己株式の処分		2		12	14
自己株式の消却		△2	△3,061	3,063	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	11,527	△224	11,302
当期末残高	31,642	26,854	321,928	△25,034	355,390

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,252	△27	△833	6,392	1,929	352,408
当期変動額						
剰余金の配当						△6,272
親会社株主に帰属する 当期純利益						20,861
自己株式の取得						△3,300
自己株式の処分						14
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	3,456	364	538	4,358	△152	4,206
当期変動額合計	3,456	364	538	4,358	△152	15,508
当期末残高	10,708	336	△294	10,750	1,776	367,917

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・連結子会社の名称 上組陸運(株) 上組海運(株) 上組航空サービス(株) 泉産業(株) (株)カミックス
大分港運(株) 岩川醸造(株) エムビー・サービス日本(株) 日本ポート産業(株)
上組(香港)有限公司 上組国際貨運代理(上海)有限公司
KAMIGUMI GLOBAL SOLUTIONS MALAYSIA SDN. BHD.

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 上津運輸(株)
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社の数 1社
- ・持分法を適用した非連結子会社の名称 上津運輸(株)
- ・持分法を適用した関連会社の数 4社
- ・持分法を適用した関連会社の名称 EASTERN SEA LAEM CHABANG TERMINAL CO., LTD.
上海上組物流有限公司
豊通上組物流(常熟)有限公司
K L K Gホールディングス(株)

K L K Gホールディングス(株)の子会社4社に対する投資について持分法を適用して認識した損益が連結計算書類に与える影響が大きいため、当該4社の損益をK L K Gホールディングス(株)の損益に含めて計算しており、持分法適用関連会社数はK L K Gホールディングスグループ全体を1社として表示しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の状況

持分法を適用しない非連結子会社(KAMIGUMI SINGAPORE PTE. LTD. 他)および関連会社(株)神戸港国際流通センター他)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

エムビー・サービス日本(株)および日本ポート産業(株)を除く国内連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

日本ポート産業(株)の事業年度の末日は、2月末日であります。

エムビー・サービス日本(株)および在外連結子会社の事業年度の末日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……………移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産

商品・製品・原材料……主として先入先出法及び総平均法

仕掛品……………総平均法による原価法

貯蔵品……………主として最終仕入原価法

なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産…………… 当社は、建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については不動産賃貸事業用資産は定額法、それ以外は主として定率法によっております。国内連結子会社は、建物（建物附属設備を除く）は主として定額法、建物以外は定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

在外連結子会社は、定額法によっております。

(ロ) 無形固定資産…………… 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金……………一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金……………連結子会社は従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ハ) 災害損失引当金……………災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

(ニ) 役員退職慰労引当金……………国内連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(ホ) 船舶特別修繕引当金……………船舶安全法の規定による定期検査を受けるための修繕費支出に備えるため、将来の定期検査費用見積額に基づき計上しております。

(ハ) 関係会社事業損失引当金……………関係会社に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態並びに将来の回復見込み等を勘案し、必要額を見積計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(イ) 港湾運送事業、貨物自動車運送事業、倉庫工場荷役請負業、国際運送取扱事業

当社グループの主な事業内容は、港湾荷役、コンテナターミナル運営、上屋保管等を行う港湾運送事業、貨物自動車運送及び貨物自動車運送の委託、取次ぎを行う貨物自動車運送事業、工場・倉庫などの構内での運搬・輸送を行う倉庫工場荷役請負業、並びに国際複合一貫輸送などの国際輸送業及び海外における輸送であり、主に顧客との請負契約に基づき当該業務を行う義務を負っております。

当該業務については、原則として各種の役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しておりますが、国際海上運送等一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い運送業務を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総運送日数に対する経過日数の割合(アウトプット法)によって算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない運送業務で当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準を適用しております。

(ロ) 倉庫業

当社グループの主な事業内容は、貨物の保管及び保管貨物の入出庫作業であり、顧客との寄託契約に基づき当該業務を行う義務を負っております。

貨物の保管業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、期間の経過に伴い収益を認識しております。また、保管貨物の入出庫業務については、個々の役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ハ) 重量建設機工事業

当社グループの主な事業内容は、重量貨物、大型貨物の輸送、工場・倉庫などの設計・施工から解体撤去、各種産業設備・機器の製作据付や運搬に伴う据付工事を主な事業内容としており、顧客との請負契約に基づき当該業務を行う義務を負っております。

請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事で当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準を適用しております。

当社グループが代理人として役務の提供に関与している場合には、純額で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。

なお、履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(ロ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。また、従来、営業原価として計上しておりました一部の費用については、顧客に支払われる対価として営業収益から減額しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び営業未収入金」は、当連結会計年度より「受取手形、営業未収入金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

非連結・持分法非適用の関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
関係会社株式 (注1)	10,586
関係会社出資金 (注2)	174
関係会社事業損失引当金	267
関係会社株式評価損	641
関係会社事業損失引当金繰入額	267

(注1) 投資その他の資産の「投資有価証券」に含めて表示しております。

(注2) 投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの保有する非連結・持分法非適用の関係会社株式及び関係会社出資金は市場価格のない株式及び出資金であり、純資産持分額による実質価額が取得価額に比して著しく低下した場合は、回復可能性の判定を行い減損の要否を決定しております。なお、投資先の超過収益力や経営権を考慮して取得した株式等については、投資先の将来キャッシュ・フローの割引現在価値を実質価額とし、当該実質価額が取得価額に比して著しく低下した場合は、減損処理を行うこととしております。

また、債務超過の関係会社について減損処理が必要と判断した場合は、株式等の減損処理を行うとともに、債務超過額のうち損失負担が見込まれる額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

このため、翌連結会計年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合や、予算等の見積りの前提が変化した場合には、関係会社株式及び関係会社出資金に対し追加の損失計上が必要となる可能性や、関係会社事業損失引当金の追加引当又は取崩しが必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表等に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、「8. 収益認識に関する注記」の「(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」の「①契約残高」に記載のとおりであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 284,920百万円

(3) 保証債務

下記会社の金融機関等からの借入金に対し債務保証を行っております。

神戸メガコンテナターミナル(株) 1,146百万円

その他 1,087百万円

合 計 2,233百万円

(4) 受取手形裏書譲渡高 305百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記」の「(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	129,066千株	一千株	1,570千株	127,496千株

(注) 普通株式の発行済株式の総数の減少1,570千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(イ) 2021年6月29日開催の第82回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 3,136百万円

・1株当たり配当額 27円

・基準日 2021年3月31日

・効力発生日 2021年6月30日

(ロ) 2021年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 3,136百万円
- ・1株当たり配当額 27円
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2022年6月29日開催の第83回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 5,274百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 46円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形及び営業未収入金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、必要な範囲内で為替予約取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額46,401百万円）は①投資有価証券には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、営業未収入金及び契約資産、電子記録債権、有価証券、支払手形及び営業未払金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券	28,700	28,669	△30
② 長期貸付金	43	43	△0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	26,500	—	—	26,500

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	2,168	—	2,168
長期貸付金	—	43	—	43

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債は取引金融機関等から提示された価格を用いて評価しておりますが、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来のキャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	物流事業	その他事業	計
港湾運送	117,874	—	117,874
倉庫	37,224	—	37,224
国内運送	30,540	—	30,540
工場荷役請負	26,473	—	26,473
国際運送	18,928	—	18,928
重量・建設	—	11,449	11,449
その他	1,129	14,429	15,559
顧客との契約から生じる収益	232,171	25,879	258,050
その他の収益	—	3,631	3,631
外部顧客への売上高	232,171	29,510	261,681

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。
(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	46,087
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	47,234
契約資産（期首残高）	1,333
契約資産（期末残高）	489
契約負債（期首残高）	325
契約負債（期末残高）	1,011

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、営業未収入金及び契約資産」及び「電子記録債権」に含まれており、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。また、期首時点の契約負債319百万円は当連結会計年度の収益として計上されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,193円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 180円14銭 |

10. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響等について、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき、有形・無形固定資産の減損処理、関係会社株式等の評価、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。これら事象の当社グループ事業への影響は限定的と捉え会計上の見積りを行っておりますが、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類

普通株式

② 取得し得る株式の総数

5,000千株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.36%）

③ 株式の取得価額の総額

11,000百万円（上限）

④ 取得期間

2022年5月16日から2022年12月23日まで

⑤ 取得方法

東京証券取引所における市場買付け

(自己株式の消却)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

(1) 消却する株式の種類

当社普通株式

(2) 消却する株式の総数

6,770千株

(3) 消却予定日

2022年5月24日

(4) 消却後の発行済株式総数

120,726,837株

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本			剰余金			利益剰余金			
		資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	退職給与積立金	その他利益剰余金	配当準備金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金
当期首残高	31,642	26,854	—	26,854	5,978	800	1,138	2,200	2		
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の積立								182			
固定資産圧縮積立金の取崩								△98			
特別償却準備金の取崩										△2	
別途積立金の積立											
剰余金の配当											
当期純利益											
自己株式の取得											
自己株式の処分			2	2							
自己株式の消却			△2	△2							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	83	△2		
当期末残高	31,642	26,854	—	26,854	5,978	800	1,138	2,284	—		

	株主資本					評価・換算差額等			純資産計
	利益		剰余金		自己株式	株主資本合計	その他証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	268,000	27,010	299,151	305,129	△24,810	338,815	6,104	6,104	344,920
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立		△182	—	—		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		98	—	—		—			—
特別償却準備金の取崩		2	—	—		—			—
別途積立金の積立	8,000	△8,000	—	—		—			—
剰余金の配当		△6,272	△6,272	△6,272		△6,272			△6,272
当期純利益		20,949	20,949	20,949		20,949			20,949
自己株式の取得					△3,300	△3,300			△3,300
自己株式の処分					12	14			14
自己株式の消却		△3,061	△3,061	△3,061	3,063	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							3,118	3,118	3,118
当期変動額合計	8,000	3,533	11,614	11,614	△224	11,389	3,118	3,118	14,508
当期末残高	276,000	30,544	310,766	316,744	△25,034	350,205	9,222	9,222	359,428

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

(イ) 満期保有目的の債券……………償却原価法

(ロ) 子会社株式および
関連会社株式……………移動平均法による原価法

(ハ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産……………建物（建物附属設備は除く）は定額法、建物以外については不動産賃貸事業用資産は定額法、それ以外は主として定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

(ロ) 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金……………一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 災害損失引当金……………災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

(ハ) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

(ニ) 関係会社事業損失引当金…関係会社に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態並びに将来の回復見込み等を勘案し、必要額を見積計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 港湾運送事業、貨物自動車運送事業、倉庫工場荷役請負業、国際運送取扱事業

当社の主な事業内容は、港湾荷役、コンテナターミナル運営、上屋保管等を行う港湾運送事業、貨物自動車運送及び貨物自動車運送の委託、取次ぎを行う貨物自動車運送事業、工場・倉庫などの構内での運搬・輸送を行う倉庫工場荷役請負業、並びに国際複合一貫輸送などの国際輸送業及び海外における輸送であり、主に顧客との請負契約に基づき当該業務を行う義務を負っております。

当該業務については、原則として各種の役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しておりますが、国際海上運送等一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い運送業務を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総運送日数に対する経過日数の割合(アウトプット法)によって算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない運送業務で当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準を適用しております。

② 倉庫業

当社の主な事業内容は、貨物の保管及び保管貨物の入出庫作業であり、顧客との寄託契約に基づき当該業務を行う義務を負っております。

貨物の保管業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、期間の経過に伴い収益を認識しております。また、保管貨物の入出庫業務については、個々の役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ 重量建設機工事業

当社の主な事業内容は、重量貨物、大型貨物の輸送、工場・倉庫などの設計・施工から解体撤去、各種産業設備・機器の製作据付や運搬に伴う据付工事を主な事業内容としており、顧客との請負契約に基づき当該業務を行う義務を負っております。

請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事で当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準を適用しております。

当社が代理人として役務の提供に関与している場合には、純額で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。

なお、履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。また、従来、営業原価として計上しておりました一部の費用については、顧客に支払われる対価として営業収益から減額しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されておりますが、当事業年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「営業未収入金」は、当事業年度より「営業未収入金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	50,391
関係会社出資金	703
関係会社事業損失引当金	267
関係会社株式評価損	641
関係会社事業損失引当金繰入額	267

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の保有する関係会社株式及び関係会社出資金は市場価格のない株式及び出資金であり、純資産持分額による実質価額が取得価額に比して著しく低下した場合は、回復可能性の判定を行い減損の要否を決定しております。なお、投資先の超過収益力や経営権を考慮して取得した株式等については、投資先の将来キャッシュ・フローの割引現在価値を実質価額とし、当該実質価額が取得価額に比して著しく低下した場合は、減損処理を行うこととしております。

また、債務超過の関係会社について減損処理が必要と判断した場合は、株式等の減損処理を行うとともに、債務超過額のうち損失負担が見込まれる額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

このため、翌事業年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合や、予算等の見積りの前提が変化した場合には、関係会社株式及び関係会社出資金に対し追加の損失計上が必要となる可能性や、関係会社事業損失引当金の追加引当又は取崩しが必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	275,866百万円
(2) 保証債務	
下記会社の金融機関等からの借入金に対し債務保証を行っております。	
神戸メガコンテナターミナル(株)	1,146百万円
その他	1,087百万円
合 計	2,233百万円
(3) 受取手形裏書譲渡高	294百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権・債務	
① 短期金銭債権	1,453百万円
② 長期金銭債権	7,875百万円
③ 短期金銭債務	2,858百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
① 営業収益	2,513百万円
② 営業原価、販売費及び一般管理費	19,730百万円
③ 営業取引以外の取引高	1,004百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	12,907千株	1,497千株	1,576千株	12,828千株

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,497千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,489千株、譲渡制限付株式報酬制度の権利失効による無償取得6千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少1,576千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分6千株、取締役会決議に基づく自己株式の消却1,570千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	5,266百万円
未払賞与	741百万円
投資有価証券評価損	312百万円
未払事業税	327百万円
貸倒引当金	114百万円
ゴルフ会員権評価損	102百万円
関係会社株式評価損	221百万円
その他	578百万円
繰延税金資産小計	7,663百万円
評価性引当額	△777百万円
繰延税金資産合計	6,886百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,862百万円
固定資産圧縮積立金	△1,006百万円
その他	△30百万円
繰延税金負債合計	△4,899百万円
繰延税金資産の純額	1,986百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	日本ポート産業(株)	(所有)直接 70.0	倉庫荷役作業の請負 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	3,500	短期貸付金	180
						長期貸付金	7,393
				利息の受取	46	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(1) 資金の貸付については、市中金利を基準にした利率による貸付であります。

(2) 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	久保昌三	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接 0.0	—	(株)ワールド流通センターとの取引	—	短期貸付金	3,242
				(株)ワールド流通センター代表取締役社長			利息の受取	104	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(1) (株)ワールド流通センターとの取引はいわゆる第三者のための取引であります。

(2) 資金の貸付については、市中金利を基準にした利率による貸付であります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,134円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 180円90銭 |

11. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響等について、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき、有形・無形固定資産の減損処理、関係会社株式等の評価、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。これら事象の当社事業への影響は限定的と捉え会計上の見積りを行っておりますが、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。